

【重要】 気象警報発表に伴う児童の安全確保の措置について

- 午前7時の時点で亀岡市に気象警報が発表されている場合
登校せずに自宅待機となります。

この際、亀岡市立学校情報メール等によるお知らせはありません。

※気象情報（気象庁ホームページ情報）にご注意下さい。

- 午前9時までに亀岡市の気象警報が解除されなかった場合
その日は臨時休校となります。

- 午前9時までに警報が解除された場合（7:00～9:00の何時に解除されたとしても）
通常の集合時刻より 90分遅れで各班集合し、集団登校します。

1区 通常 7:55 ⇒ 解除になった場合 90分遅れの 9:25 集合

2区 通常 8:05 ⇒ 解除になった場合 90分遅れの 9:35 集合

3・4区 通常 8:05 ⇒ 解除になった場合 90分遅れの 9:35 集合

5区 通常 7:50 ⇒ 解除になった場合 90分遅れの 9:20 集合

6・7区 通常 7:55 ⇒ 解除になった場合 90分遅れの 9:25 集合

8区 通常 7:50 ⇒ 解除になった場合 90分遅れの 9:20 集合

フレンド区 始業時刻 10:00 に間に合うように学校まで送ってください。

学校も通常より 90分遅れの午前10時より始業します。

その際は、保護者連携アプリ（tetoru）にて学校から登校のお知らせをします。

※気象情報（気象庁ホームページ情報）にご注意下さい。

- 登校後に警報が発表された場合

学校で気象や周辺状況を見て判断し、集団下校による下校または学校での待機後の下校を行います。その際は、保護者連携アプリ（tetoru）にて学校からお知らせをします。

- 登校後に特別警報が発表された場合

全校児童は学校待機となります。原則保護者によるお迎えをお願いします。

お迎えの時刻については、保護者連携アプリ（tetoru）にてお知らせをします。

- その他、緊急なお知らせがある場合は保護者連携アプリ（tetoru）にてお知らせをします。